

旅行条件書（手配旅行）共通事項

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社KKDAY JAPAN（本社、東京都新宿区四谷一丁目22番地5WESTALL四谷ビル2階、観光庁長官登録旅行業第2045号）（以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を

する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）をお支払いいただきます。

2. お申込みと契約の成立時期

- (1) 旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に記入の上、当社が別に定める申込金とともに、当社に提出していただきます。この場合、契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。但し、当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく旅行の申込みを受けることがあります。この場合、契約はご旅行引受書を交付した時に成立するものとします。
- (2) 本項(1)の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (3) オンライン予約を利用して当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社のインターネット上のwebサイト（<https://www.kkday.com/ja>）のページ上で、所定の事項を入力の上お申込みいただきます。尚、高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。旅行サービスによっては、お客様が上記に該当する場合、予約確定後であっても参加できないこともありますので予めご了承ください。
- (4) 当社は、お客様のお申込みに対する承

諾をメール等の電子承諾通知の方法により通知します。

- (5) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理したときに成立するものとします。
- (6) お申込み及び申込書への記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

3. 申込条件

- (1) お申込み時点で18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- (2) 健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申し出ください（旅行契約の成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社らからご案内申し上げますので旅行中に必要とされる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、手配先の運送・宿泊機関等にその旨をお伝えします。
- (3) お客様が下記の【1】～【3】の何れかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

【1】 お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

【2】 お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に

関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

【3】 お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

- (4) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 旅行代金とお支払い

- (1) 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。
- (2) 旅行代金は、原則として予約確定時に全額お支払いいただきます。これによらない場合のお支払い期日及び方法は、「予約受付確認メール」等の契約書面に具体的に明示いたします。
- (3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

5. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 航空券の手配において、航空券発券時に徴収されます空港諸税・燃料サーチャージ等は、運賃本体には含まれておりません。
- (2) 宿泊の手配において、入湯税、地方税、宿泊税等が別途かかるか場合が

あります。この場合、当該諸税等は
現地宿泊施設に別途お支払くださ
い。

6. 契約の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用をご負担いただくほか、当社所定の変更手続料金をお支払いいただきます（変更手続料金については当オンライン予約利用による変更手続を除く）。また、該当手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。
- (3) お客様が当オンライン予約を利用し、変更の手続をされる場合に限り、運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用のみをご負担頂くこととし、当社所定の変更手続料金は申受けいたしません。

7. 契約の解除

- (1) お客様による任意解除
お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る

取消料・違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます（取消手続料金については当オンライン予約利用による取消手続を除く。以下同じ。）。

- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
- (3) 当社の責に帰すべき事由による解除
お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金をお客様に払い戻します。この場合、当社所定の取消手続料金は申し受けいたしません。

8. 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

9. 免責事項

お客様が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社及び手配代行者に故意及び過失のない事由（旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合や、行程中の疾病（食中毒を含む）及び傷害、ならびに、お客様が当社からメールにて配信した契約内容に関する重要なお知らせを開封しなかった場合を含みますが、これらに限られません。）によって損害を被られた場合、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

10. お客様が出発までに実施する事項

旅券（パスポート）の残存有効期間・無査証滞在要件等は国によって異なり、旅券（パスポート）の残存有効期間不足や査証（ビザ）の不備等で搭乗・出入国が拒否される場合がありますので、旅券（パスポート）、査証（ビザ）等の渡航手続については、お客様ご自身にてご確認下さい。

11. 安全及び衛生に関する情報について

- (1) 渡航先の衛生状況については、「厚

生労働省検疫所（海外渡航者のための感染症情報）webサイト」

（<https://www.forth.go.jp/index.html/>）にてご確認下さい。

- (2) 渡航先により、外務省の渡航情報（危険情報）が発出されている場合がありますので、「外務省海外安全webサイト」

（<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>）にてご確認下さい。

12. 通信契約の旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員であるお客様よりオンライン予約によるお申込みを受けて、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金・取消手数料等のお支払いを受けることを内容とする手配旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結することがあります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

【1】 本項でいう「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づく旅行代金（第4項(1)）等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

【2】 当社と通信契約を締結されるお客様は、お申込みに際し、お客様の有するクレジットカードの「会員番号」「有効期間」、オンライン予約によりお申込みをされる旅行サービスの「内容」「日程」その他当社所定の事項を通知していただきます。

【3】 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨

の通知がお客様に到着した時に成立するものとします。

- 【4】 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本
- 【5】 により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。
- 【5】 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である又は無効になり、お客様が旅行代金・取消手続料の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することがあります。

13. 個人情報の取扱い

当社は、ご提供いただいた個人情報について、当社webサイト (<https://www.kkday.com/ja>)の記載のプライバシーポリシーに基づき利用させていただきます。

<取扱営業所>

株式会社KKDAY JAPAN 本社
東京都新宿区四谷一丁目22番地
5WESTALL四谷ビル2階
観光庁長官登録旅行業第2045号
一般社団法人日本旅行業協会 正会員
営業時間：月曜日～金曜日 10時～18時

電話番号：03-4578-1615

Email：service@kkday.com

個別にご依頼があれば、下記の総合旅行業務取扱管理者が説明を致します。但し、当社の営業時間外に留守番電話・ファクシミリ・電子メールで頂いたお申出は、翌営業日にお申出いただいたものとして取り扱います。

総合旅行業務取扱管理者：稲葉 純、原 憲司